

■センター事業の概要

当センターは、旧3館の事業を継承しながら、より広い範囲の住民や児童を対象とした事業を総合的に進めていきます。主な事業は次のとおりです。

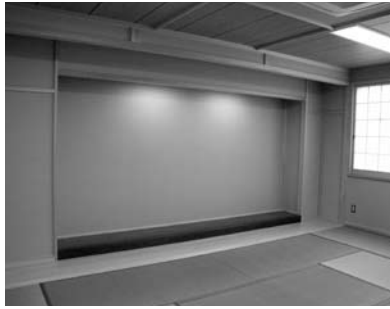
隣保館事業としては、生活・福祉の向上、自主・自立、人権の推進を柱に、各種相談や地域福祉・保健活動の実施、住民の交流と生涯学習の推進を図る文化祭や文化教室等の開催、啓発・広報活動や講演会等の実施、地域団体との連携によるボランティア

ア活動等を実施・支援します。老人憩の家としての事業は、高齢者の親ばく、生きがい対策、心身の健康増進を図るための教室等を開催・支援します。

児童館事業としては、遊びや教室、集団活動などを通じて児童の協調性や自立心、情操、集中力等を養うと共に創造力や感性をはぐくみ、また児童や保護者の地域組織や学校との連携によって相互の理解やつながりを深め、児童の健全な育成を図ります。子ども人権学習を通じては、小・中学生の人権意識の向上を図ります。



大会議室



教養室



交流の間



学習室



パソコン教室



生活改善室

五條市人権総合センターの竣工にあたり



五條市長 吉野晴夫

ここに、五條市市制五〇周年の記念の年に五條市人権総合センターの竣工式を迎えることができましたことは、市民の皆様方と共に喜びにたえません。

当センターの旧施設であります五條文化会館につきましては、建築後38年、五條東児童館・東老人憩の家は、建築後28年と、それぞれ経過年数と共に老朽化が進み、大規模改修が必要となりました。そこで、分散していた3館を一つに統合した複合施設にすることにより、利便性や効率性のアップ・維持管理費等の経費削減を図った訳でございます。

新装に輝く当センターは、鉄筋コンクリート造り3階建てで、大会議室・生活改善室・パソコン教室・交流の間・図書コーナー・娯楽室・遊戯室と高齢者から子どもまで世代を超えた交流ができる総合施設であります。

市政は市民の幸せにつながり、市民の幸せは今日の喜びと「明日への夢」が調和した明るい豊かな市民生活の上に培われなければなりません。

この施設が、「福祉向上や人権啓発の拠点施設」・「住民交流の拠点となる機能・役割を果たせる施設」として、地域に密着した施設としての活動を展開し、日常生活に根ざした街づくりを果たす施設として広く親しまれることを念願するものであります。

なお、建設に際しまして、各方面からお寄せくださいました暖かいご支援・ご協力に対しまして、心からお礼を申し上げますとともに、今後施設運営には、遺憾なくその機能を発揮し、市民から親しまれる総合センターとして、その使命を果たして参りたいと存じますので、市民各位の一層のご協力・ご支援を切にお願致します。

■問合せ先

五條市人権総合センター

五條市五條4丁目1番3号

☎24・3727

▽通常業務時間

平日 午前8時30分～午後5時15分

(土・日曜・祝日、年末年始＝

12月29日～1月3日は休館)

※会議室等各室貸出の時間は、午前9時～午後10時

